

ID: 132

担当部署: 町民環境課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	柴田町営墓地条例施行規則 第5条		
例規番号	昭和55年規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (許可証の再交付手続)</p> <p>第5条 第2条第2項の許可証を紛失又は汚損した者は、墓地使用許可証再交付申請書(様式第3号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日